

様式第1号（第5条関係）

（その1）一般世帯用

二戸市防災ラジオ貸与申請書

二戸市長 様

二戸市防災ラジオ貸与要綱の規定により、裏面に記載された事項に同意した上で、防災ラジオの貸与を申請します。

なお、市が貸与要件を確認するため住民基本台帳の世帯情報を利用すること及び貸与する物品の郵送に当たり、氏名、住所及び電話番号を郵送・配送事業者に提供することに同意します。

申請年月日		年 月 日	
申請者	郵便番号		
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先 (電話番号)	自宅：	
		携帯：	
対象確認 ※該当する項目に ○を記入してください		65歳以上の者のいる世帯	
		該当者： 本人 ・ 本人以外（氏名	）
		避難行動要支援者名簿に掲載された者のいる世帯	
		該当者： 本人 ・ 本人以外（氏名	）
		上記以外の世帯（災害危険区域に居住など）	
		事由： 土砂 ・ 浸水 ・ その他（	）

※ 1世帯につき1台の貸与とします。

※ 上記の個人情報につきましては、防災ラジオに関する目的以外には使用いたしません。

※ カシオペアFMの通常放送が受信できる環境にあるか、事前にご確認ください。

【市記入欄】

受付日 (受付印)	受渡し日	ラジオNo.	住所確認	担当者	備考

防災ラジオの無償貸与に関する事項

防災ラジオの無償貸与に当たり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオの適正な管理に努めること。
- 2 防災ラジオを他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 転出、死亡等により、防災ラジオ等の無償貸与の対象ではなくなったとき、又は防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに防災ラジオを返却すること。
- 4 防災ラジオについて、故障、損傷、紛失等が発生した場合には、速やかに二戸市長に報告すること。
- 5 故意又は過失により、貸与を受けた防災ラジオ等を損傷し、又は紛失したときは、防災ラジオ等の同等品の購入、交換又は修繕の費用を負担すること。
- 6 防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- 7 二戸市が定期的実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送等により、可能な範囲で防災ラジオの動作確認を行うこと。